

## 公立化移行期における教員の定年・再任用の年齢の特例措置

【公立諏訪東京理科大学の教員種別】					
職位(職名)	専任/ 任期付	常勤/ 非常勤	定年年齢/ 雇用年数	適用俸給表	備考
学長	専任	常勤	75歳年度末	国の指定職俸給表 に基づく指定職俸給表	
教授	専任	常勤	65歳年度末	国の教育職俸給表 に基づく教育職俸給表	
准教授	専任	常勤	65歳年度末	国の教育職俸給表 に基づく教育職俸給表	
講師	専任	常勤	65歳年度末	国の教育職俸給表 に基づく教育職俸給表	
助教	専任	常勤	65歳年度末	国の教育職俸給表 に基づく教育職俸給表	
嘱託教授 (専任扱い)	任期付	常勤	70歳年度末 または5年	個別 (年俸制)	定年後に継続雇用が 必要な場合
嘱託助教	任期付	常勤	5年	個別 (年俸制)	若手教員の採用 (原則)
嘱託教授 (非常勤扱い)	任期付	非常勤	70歳年度末	授業コマ数に乗じて	定年後の教員活用 (必要に応じて)
非常勤講師	任期付	非常勤	75歳年度末	授業コマ数に乗じて	外部教員登用 (兼務)

【公立化移行期における特例措置】 ※本特例措置により雇用する教員を文科省へ届出(申請)予定
①平成29年度末までに学校法人東京理科大学により雇用される教員 職位認定:学校法人の教員人事委員会 → H30以降:原則として認定された職位で公立大学法人が雇用 大学院の教員資格についてもこれに準じる。
②平成30年度以降に公立大学法人が雇用予定の教員で、平成29年度中に職位認定が必要な教員 職位認定:大学側の協議機関(教授会) → 公立化等検討協議会または正副組合長会議で承認 → H30以降:原則として認定された職位で公立大学法人が雇用
③完成年度末(H33年度末)までに定年を迎える教員〔嘱託教授(専任扱い)を含む〕 原則として新任者に交代させるが、教育課程上必要な教員については、嘱託教授(専任扱い)の制度を用いて再雇用する。ただし、移行期における特例として、 (1)嘱託教授(専任扱い)による再雇用教員で、完成年度末では71歳となるものの教育課程上必要な教員(1名)について、特別に定年を1年延長する。 (2)嘱託助教の任期限度は学校法人時代と通算することとするが、完成年度末では在職期間が通算6年半となるものの教育課程上必要な教員(1名)について、特別に任期限度を1年半延長する。 → 公立化等検討協議会または正副組合長会議で承認